第二百四十三条第一項の表二の項上欄中「法第百三十二条及び法第百三十二条の二」を「法第百三十二条第二項第二号及び法第百三十二条の二第二項第二号」に改め、「省令の規定」の下に「、第二百三十六条第二項及び第二百三十六条の六第三項の規定」を加え、同条第二項の表二の項上欄中「第百三十二条」を「第百三十二条第二項第二号」に改める。

第三十号様式表面中「、航空機使用事業」を「、航空機使用事業、無人航空機の所有若しくは使用」に、「飛行を行う」を「所有者、使用者若しくは飛行を行う」に改め、同様式裏面中「operation」を「own, use, operation」に、「operates.」を「owns, uses, operates.」に改める。

（航空法関係手数料規則の一部改正）

第二条　航空法関係手数料規則（平成九年運輸省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条中「第八条」を「第九条」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（令第八条第二項第一号の国土交通省令で定める場合）

第四条　令第八条第二項第一号の国土交通省令で定める場合は、当該登録等の申請を行う者（法人に限る。）が国土交通大臣に対し、識別番号及び暗証番号を当該者の使用に係る電子計算機から入力し、並びに当該電子計算機において設定した生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請を行う者を認証するための符号をいう。）を使用する方法により当該申請を行う場合とする。

別表第一及び別表第二中「（第五条関係）」を「（第六条関係）」に改める。

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三号様式裏面及び第七号様式裏面中「、航空機使用事業」を「、航空機使用事業、無人航空機の所有若しくは使用」に、「飛行を行う」を「所有者、使用者若しくは飛行を行う」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年六月二十日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中航空法施行規則第二百四十三条第二項の改正規定及び附則第四条の規定　公布の日

二　第一条中航空法施行規則第二百三十九条の六の次に六条を加える改正規定及び次条の規定　改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月二十日）

（無人航空機に関する経過措置）

第二条　航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるものであって、重量が百グラム以上二百グラム未満のものについては、航空法第二条第二十二項に規定する無人航空機とみなして、改正法附則第三条の規定を適用する。

（リモートＩＤ機能に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前に製造された無人航空機（前条の規定により無人航空機とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由によりリモートＩＤ機能を備えることが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、第一条の規定による改正後の航空法施行規則（附則第五条において「新航空法施行規則」という。）第二百三十六条の六第一項第二号の規定は適用しない。この場合において、第一条の規定による改正前の航空法施行規則（附則第五条において「旧航空法施行規則」という。）第二百三十六条の五第一項の規定により当該無人航空機を飛行させる者が確認しなければならない事項については、なお従前の例による。

（指定立替納付者の指定に係る準備行為）

第四条　改正法による改正後の航空法第百三十五条の二第一項の規定による指定の手続は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

（検査員の証票に関する経過措置）

第五条　この省令の施行の際現に交付されている旧航空法施行規則第三十号様式による検査員の証票並びに第三条の規定による改正前の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則第三号様式及び第七号様式による検査員の証票は、それぞれ新航空法施行規則第三十号様式による検査員の証票並びに第三条の規定による改正後の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則第三号様式及び第七号様式による検査員の証票とみなす。